【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年４月13日
【四半期会計期間】	第62期第２四半期(自　平成22年12月１日　至　平成23年２月28日)
【会社名】	株式会社サンエー・インターナショナル
【英訳名】	SANEI－INTERNATIONAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　三 宅 孝 彦
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区玉川二丁目21番１号 （平成23年３月24日付で、本店所在地を東京都渋谷区渋谷一丁目２番５号から上記に移転しております。）
【電話番号】	(03) 6748-0202
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　鈴 木　　忍
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区玉川二丁目21番１号
【電話番号】	(03) 6748-0202
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　鈴 木　　忍
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第61期 第２四半期連結 累計期間	第62期 第２四半期連結 累計期間	第61期 第２四半期連結 会計期間	第62期 第２四半期連結 会計期間	第61期
会計期間		自 平成21年 ９月１日 至 平成22年 ２月28日	自 平成22年 ９月１日 至 平成23年 ２月28日	自 平成21年 12月１日 至 平成22年 ２月28日	自 平成22年 12月１日 至 平成23年 ２月28日	自 平成21年 ９月１日 至 平成22年 ８月31日
売上高	(百万円)	52,123	51,569	25,495	25,800	100,333
経常利益 又は経常損失（△）	(百万円)	563	534	△1,494	△835	459
四半期純利益又は四半期 (当期)純損失(△)	(百万円)	157	△6,537	△457	△5,687	△1,442
純資産額	(百万円)	―	―	28,910	20,341	27,083
総資産額	(百万円)	―	―	58,935	53,587	54,550
１株当たり純資産額	(円)	―	―	1,690.39	1,173.12	1,578.46
１株当たり四半期純利益 又は四半期(当期)純損失 （△）	(円)	9.38	△389.61	△27.28	△338.94	△85.97
潜在株式調整後 １株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	―	―	48.1	36.7	48.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,683	△2,366	―	―	3,514
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△712	△2,289	―	―	△957
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	183	2,284	―	―	△632
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	―	―	16,581	11,814	14,288
従業員数	(名)	―	―	4,174	3,623	3,825

（注）１ 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２ 売上高には、消費税等は含まれておりません。

３ 第61期第２四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第61期第２四半期連結会計期間、第61期及び第62期第２四半期連結累計（会計）期間の潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益については、１株当たり四半期（当期）純損失であるため及び希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当第２四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

３ 【関係会社の状況】

当第２四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

４ 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年２月28日現在

従業員数(名)	3,623 (859)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は当第２四半期連結会計期間の平均人員(１日８時間換算)を( )外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年２月28日現在

従業員数(名)	2,369 (505)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は当第２四半期会計期間の平均人員(１日８時間換算)を( )外数で記載しております。

第２　【事業の状況】

１　【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

外注実績

当第２四半期連結会計期間における外注実績をセグメント別に示すと、次のとおりです。

なお、その他については、外注実績はありません。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
製品委託仕入高		
オリジナルブランド事業	5,233 (143)	97.9
ライセンスブランド事業	964 (10)	132.4
その他アパレル事業	― (―)	―
計	6,197 (154)	102.1
加工外注高		
オリジナルブランド事業	758	125.4
ライセンスブランド事業	69	87.3
その他アパレル事業	―	―
計	828	120.9
合計	7,026	104.0

(注) 1　製品委託仕入高とは、生地手配(一部有償支給を含む)から縫製加工までを一括して発注する場合の外注高を示しております。
2　加工外注高とは、生地手配を当社で行い、生地を無償支給し、縫製加工までを発注する場合の外注高を示しております。
3　製品委託仕入高の上段は受入高を、下段(　)は有償支給にともなう外注先への支給高を示しております。
4　製品委託仕入高には、サンプル品の仕入高が含まれております。
5　金額には、消費税等は含まれておりません。

仕入実績

当第２四半期連結会計期間における仕入実績をセグメント別に示すと、次のとおりです。

なお、その他については、原材料の仕入実績はありません。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
原材料		
オリジナルブランド事業	627	117.2
ライセンスブランド事業	57	103.1
その他アパレル事業	―	―
計	684	115.8
商品		
オリジナルブランド事業	467	104.4
ライセンスブランド事業	658	84.8
その他アパレル事業	1,368	114.4
報告セグメント計	2,494	103.0
その他	9	92.9
計	2,503	103.0
合計	3,188	105.5

（注）金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っておりません。

(3) 販売実績

当第２四半期連結会計期間における販売実績は次のとおりです。

① 販売方法

オリジナルブランド事業、ライセンスブランド事業、その他アパレル事業については、当社グループの直営店等において一般消費者に販売するとともに、フランチャイズ店及び専門店に対する卸売を行っております。また、当社オリジナルブランドのライセンス供与を行っております。

なお、直営店のうち百貨店インショップについては、当該百貨店に対する卸売価格での販売となります。

その他については、店舗設計監理等を営んでおります。

② セグメント別実績

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
オリジナルブランド事業	17,089	99.0
ライセンスブランド事業	3,981	105.1
その他アパレル事業	4,704	107.0
報告セグメント計	25,775	101.3
その他	24	54.3
合計	25,800	101.2

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 金額には、消費税等は含まれておりません。

③ 当社グループ全体のブランド別売上状況

区分	金額(百万円)	比率(%)	前年同四半期比(%)
ナチュラルビューティーベーシック	2,971	11.5	101.0
フリーズショップ	1,809	7.0	102.6
マーガレット・ハウエル	1,709	6.6	110.3
アンドバイピーアンドディー	1,517	5.9	102.4
ヒューマンウーマン	1,441	5.6	95.8
その他	16,351	63.4	100.6
合計	25,800	100.0	101.2

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

④ 当社グループ全体の販売地域別実績

区分	店舗数	金額(百万円)	比率(%)	前年同四半期比(%)
北海道	47(5)	989	3.8	99.1
東北・信越	57(9)	1,187	4.6	100.0
関東	395(13)	11,456	44.4	103.5
東海・中京・北陸	127(14)	3,632	14.1	103.3
関西	169(3)	3,818	14.8	93.7
中国・四国	69(20)	1,157	4.5	99.9
九州	99(14)	2,086	8.1	107.7
海外	65	966	3.7	100.3
その他	—	504	2.0	86.2
合計	1,028(78)	25,800	100.0	101.2

(注) 1 四半期連結会計期間末の店舗数について、フランチャイズ店を( )内数で記載しております。
2 その他には、ライセンス供与による売上等を含んでおります。
3 金額には、消費税等は含まれておりません。

⑤ 当社グループ全体の出店形態別販売実績

区分	店舗数	金額(百万円)	比率(%)	前年同四半期比(%)
直営店				
百貨店インショップ	514	8,864	34.3	96.6
ファッションビルインショップ・路面店	323	10,705	41.5	103.4
アウトレット店	48	1,719	6.7	95.5
海外店	65	952	3.7	99.0
計	950	22,241	86.2	99.7
直営店以外				
フランチャイズ店・外販専門店	78	2,883	11.2	120.0
その他	—	675	2.6	85.4
計	78	3,558	13.8	111.4
合計	1,028	25,800	100.0	101.2

(注) 1 当社グループは、店頭の在庫管理を自社で行い、かつ自社派遣販売員又は販売委託先が接客販売を行う店舗を直営店と位置づけておりますが、このうち百貨店インショップについては当該百貨店に対する卸価格での販売となります。
2 その他には、ライセンス供与による売上等を含んでおります。
3 金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第２四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

３ 【経営上の重要な契約等】

当第２四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等は次のとおりです。

ライセンス契約(導入)

会社名	相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
提出会社	Cath Kidston Ltd.	英国	「Cath Kidston」ブランドに関する「Cath Kidston」商標を使用した女性用衣料品等の日本国内における独占ライセンス生産・販売権(注)１及びファッション・ホームアクセサリー商品の独占輸入販売権	平成22年11月18日から平成28年１月31日まで(注)２

(注) １ ロイヤリティとして、契約に基づき商標を使用した売上高の一定率を支払っております。
２ 独占ライセンス生産権については平成22年11月１日から平成28年１月31日までです。

４ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第２四半期連結会計期間末において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

(資産)

総資産は、たな卸資産が８億26百万円増加、敷金及び保証金が７億22百万円増加、投資有価証券の取得等により投資その他の資産「その他」が７億20百万円増加するなどしたものの、現金及び預金が24億73百万円減少したこと、繰延税金資産の減少等により流動資産「その他」が６億23百万円減少したことなどにより、前期末比1.8%減少し、535億87百万円となりました。

(負債)

負債は、長期借入金が９億73百万円減少、未払法人税等が３億27百万円減少するなどしたものの、支払手形及び買掛金が18億66百万円増加したこと、短期借入金が36億75百万円増加したこと、資産除去債務会計基準の適用に伴い資産除去債務が15億13百万円増加したことなどにより、前期末比21.0%増加し、332億45百万円となりました。

(純資産)

純資産は、その他有価証券評価差額金が３億４百万円増加するなどしたものの、利益剰余金が70億22百万円減少したことなどにより、前期末比24.9%減少し、203億41百万円となりました。

(2) 経営成績の分析

当第２四半期連結会計期間におけるわが国経済は、海外経済の改善などにより企業収益に持ち直しの動きが見られたものの、厳しい雇用情勢や為替の変動リスクを背景に景気の先行きは不透明な状況にあります。

アパレル業界においては、秋冬商戦から改善の兆しもみられたものの、消費者の節約志向は強く、依然として本格的な回復基調には至っていません。

このような状況にあって当社グループは、新たに服飾・生活雑貨ブランドの取扱いを始めたほか、エレガントカジュアルの新規ブランドを立ち上げるなど、選択的に必要な投資を行いました。また、冬物セールや春物の立ち上げが比較的好調に推移したこともあり、当第２四半期連結会計期間の売上高は258億円（前年同四半期比1.2%増）、営業損失は７億59百万円（前年同四半期は13億96百万円の営業損失）、経常損失は８億35百万円（前年同四半期は14億94百万円の経常損失）となりました。また、賞与引当金戻入額32百万円などを含む特別利益34百万円、厚生年金基金脱退拠出金49億59百万円などを含む特別損失50億３百万円を計上し、四半期純損失は56億87百万円（前年同四半期は４億57百万円の四半期純損失）となりました。

セグメント別の業績概況は次のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他(注)１	合計	調整額(注)２	四半期連結損益計算書計上額(注)３
	オリジナルブランド事業	ライセンスブランド事業	その他アパレル事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	17,089	3,981	4,704	25,775	24	25,800	―	25,800
セグメント間の内部売上高又は振替高	529	85	18	633	59	693	△693	―
計	17,618	4,067	4,722	26,408	84	26,493	△693	25,800
セグメント利益又は損失(△)	195	81	△326	△50	△24	△74	△684	△759

(注) １ 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、店舗設計管理業務、物流業務等を含んでおります。

２ セグメント利益の調整額△684百万円には、連結会社間の内部取引消去299百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△983百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

３ セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

〔オリジナルブランド事業〕

「ナチュラルビューティーベーシック」、「マーガレット・ハウエル」、「パーリーゲイツ」等の売上が堅調に推移しました。

以上の結果、この事業の売上高合計は170億89百万円（前年同四半期比1.0%減）、セグメント利益は１億95百万円となりました。また、新たにエレガントカジュアルの「アルファエー」を立ち上げました。

〔ライセンスブランド事業〕

総じて苦戦したものの、「ケイト・スペード ニューヨーク」の売上が伸長したことなどから、この事業の売上高合計は39億81百万円（前年同四半期比5.1%増）、セグメント利益は81百万円となりました。また、新たに服飾・生活雑貨を主体とした「キャス・キッドソン」ブランドの取扱いを開始いたしました。

〔その他アパレル事業〕

「フリーズマート」、UNIT&GUEST㈱の卸売事業等の売上により、この事業の売上高合計は47億４百万円（前年同四半期比7.0%増）、セグメント損失は３億26百万円となりました。

〔その他〕

㈱プラックス等の事業により、この事業の売上高合計は24百万円（前年同四半期比45.7%減）、セグメント損失は24百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第２四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権が30億16百万円減少、たな卸資産が34億２百万円減少したものの、税金等調整前四半期純損失を58億４百万円計上したこと、仕入債務が22億16百万円減少したこと等により、16億12百万円の支出（前年同四半期は36億28百万円の収入）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第２四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産（店舗内装資産等）の取得が６億９百万円生じたこと、投資有価証券の取得が４億２百万円生じたこと、敷金及び保証金の差入が７億35百万円生じたこと等により、17億92百万円の支出（前年同四半期比491.0%増）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第２四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済が４億94百万円生じたものの、短期借入金の純増額が39億15百万円生じたこと等により、34億２百万円の収入（前年同四半期比198.4%増）となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当第２四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末より24億73百万円減少して118億14百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第２四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み)

当社では、下記の経営方針を支持する者が、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えています。

なお、下記の経営方針に照らして不適切な者が当社支配権の獲得を表明した場合には、当該表明者や東京証券取引所その他の第三者(独立社外者)とも協議のうえ、次の３項目の要件を充足する必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

１．当該措置が下記の経営方針に沿うものであること
２．当該措置が株主の共同の利益を損なうものでないこと
３．当該措置が役員の地位の維持を目的とするものでないこと

[経営方針]

法令及び社会規範の順守を前提として次の事項を推進し、中長期的かつ総合的に企業価値・株主価値の向上を目指す。

１．効率的な資産運用及び利益重視の経営による業績の向上並びに積極的な利益還元
２．経営の透明性確保
３．顧客をはじめあらゆるステークホルダーから信頼される経営体制の構築

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第３　【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第２四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第２四半期連結会計期間において、第１四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

② 【発行済株式】

種類	第２四半期会計期間末現在発行数(株)(平成23年２月28日)	提出日現在発行数(株)(平成23年４月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	17,780,200	17,780,200	東京証券取引所市場第一部	単元株式数は100株です。
計	17,780,200	17,780,200	―	―

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年４月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりです。

（第４回新株予約権 平成18年11月29日定時株主総会決議）

	第２四半期会計期間末現在(平成23年２月28日)
新株予約権の数(個)	1,623(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約数の数	該当事項なし
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162,300(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,620(注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月１日 至 平成23年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,620 資本組入額 1,810
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権１個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、下記(注)２に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、１株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

4 (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、付与時点から権利行使時点まで継続して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

(3) 新株予約権の一部行使はできない。

5 組織再編に際して定める契約書または計画書等に下記(6)に定める条件に沿って、下記(1)乃至(5)に定める株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。

(1) 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(6) 条件

①交付する再編対象会社の新株予約権の数
当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。

1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記1)の資本金等増加限度額から前記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定する。

1)当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

2)上記「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

（第５回新株予約権　平成19年11月29日定時株主総会決議）

	第２四半期会計期間末現在 (平成23年２月28日)
新株予約権の数(個)	1,234(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約数の数	該当事項なし
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	123,400(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,085(注) 3
新株予約権の行使期間	自　平成21年12月１日 至　平成24年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　2,085 資本組入額　1,043
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

（注）１　新株予約権１個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、下記(注)２に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。

２　当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

３　新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、１株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

４　(1)　新株予約権の割当てを受けた者は、付与時点から権利行使時点まで継続して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。

(2)　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

(3)　新株予約権の一部行使はできない。

5 組織再編に際して定める契約書または計画書等に下記(6)に定める条件に沿って、下記(1)乃至(5)に定める株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。

(1) 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(6) 条件

①交付する再編対象会社の新株予約権の数
当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記1)の資本金等増加限度額から前記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定する。
1)当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
2)上記「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

（第５－２回新株予約権 平成19年11月29日定時株主総会決議）

	第２四半期会計期間末現在 (平成23年２月28日)
新株予約権の数(個)	36(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約数の数	該当事項なし
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,600(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,581(注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成21年12月１日 至 平成24年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,581 資本組入額 791
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

（注）１ 新株予約権１個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、下記(注)２に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。

２ 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

３ 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、１株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

４ (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、付与時点から権利行使時点まで継続して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

(3) 新株予約権の一部行使はできない。

5 組織再編に際して定める契約書または計画書等に下記(6)に定める条件に沿って、下記(1)乃至(5)に定める株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。

(1) 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(6) 条件

①交付する再編対象会社の新株予約権の数
当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。

1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記1)の資本金等増加限度額から前記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定する。

1)当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

2)上記「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当する事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当する事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成23年２月28日	―	17,780,200	―	7,376	―	7,455

(6) 【大株主の状況】

平成23年２月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三宅 孝彦	東京都渋谷区	2,289	12.87
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	40 WATER STREET, BOSTON MA 02109 U.S.A. (東京都千代田区丸の内２丁目７－１ 決済事業部)	1,250	7.03
(有)理貴	東京都世田谷区代田６丁目11－17	1,100	6.19
三宅 正彦	東京都世田谷区	923	5.20
三宅 克彦	兵庫県西宮市	855	4.81
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海１丁目８－11	813	4.58
(有)三昭興産	兵庫県西宮市雲井町１－45	800	4.50
北村 貴子	東京都世田谷区	710	3.99
(株)丸井グループ	東京都中野区中野４丁目３－２	611	3.44
(株)東京スタイル	東京都千代田区麹町５丁目７－１	600	3.37
計	―	9,953	55.98

(注) 1 上記のほか当社所有の自己株式1,000千株(5.63%)があります。
2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係わる株式数は、次のとおりです。
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 813千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年２月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式1,000,400	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,778,300	167,783	―
単元未満株式	普通株式　1,500	―	―
発行済株式総数	17,780,200	―	―
総株主の議決権	―	167,783	―

(注)　「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式9株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年２月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サンエー・インターナショナル	東京都世田谷区玉川二丁目21番１号	1,000,400	―	1,000,400	5.63
計	―	1,000,400	―	1,000,400	5.63

２ 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年９月	10月	11月	12月	平成23年１月	２月
最高(円)	983	1,030	1,029	1,057	1,079	1,058
最低(円)	902	800	942	954	1,011	1,001

(注)　株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

３ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第５　【経理の状況】

１　四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第２四半期連結会計期間(平成21年12月１日から平成22年２月28日まで)及び前第２四半期連結累計期間(平成21年９月１日から平成22年２月28日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第２四半期連結会計期間(平成22年12月１日から平成23年２月28日まで)及び当第２四半期連結累計期間(平成22年９月１日から平成23年２月28日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前第２四半期連結会計期間(平成21年12月１日から平成22年２月28日まで)及び前第２四半期連結累計期間(平成21年９月１日から平成22年２月28日まで)に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第２四半期連結会計期間(平成22年12月１日から平成23年２月28日まで)及び当第２四半期連結累計期間(平成22年９月１日から平成23年２月28日まで)に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年７月１日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第２四半期連結会計期間末 (平成23年２月28日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年８月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,884	14,358
受取手形及び売掛金	7,203	7,146
商品及び製品	8,893	7,994
仕掛品	569	576
原材料及び貯蔵品	140	205
その他	1,631	2,255
貸倒引当金	△47	△44
流動資産合計	30,275	32,492
固定資産		
有形固定資産	※1 6,416	※1 6,339
無形固定資産	3,643	3,908
投資その他の資産		
敷金及び保証金	9,693	8,970
その他	3,605	2,885
貸倒引当金	△47	△46
投資その他の資産合計	13,251	11,809
固定資産合計	23,311	22,058
資産合計	53,587	54,550
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,539	11,673
短期借入金	4,103	428
1年内返済予定の長期借入金	1,966	1,926
未払法人税等	379	706
賞与引当金	1,273	1,298
役員賞与引当金	21	―
ポイント引当金	255	230
株主優待引当金	9	9
返品調整引当金	150	157
資産除去債務	203	―
その他	4,165	4,307
流動負債合計	26,068	20,737
固定負債		
長期借入金	3,910	4,883
退職給付引当金	399	373
役員退職慰労引当金	642	647
資産除去債務	1,309	―
その他	914	825
固定負債合計	7,177	6,729
負債合計	33,245	27,466

(単位：百万円)

	当第２四半期連結会計期間末 (平成23年２月28日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年８月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,376	7,376
資本剰余金	7,455	7,455
利益剰余金	8,027	15,049
自己株式	△2,001	△2,001
株主資本合計	20,857	27,879
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△750	△1,054
繰延ヘッジ損益	△0	△11
為替換算調整勘定	△420	△326
評価・換算差額等合計	△1,172	△1,393
新株予約権	272	298
少数株主持分	383	299
純資産合計	20,341	27,083
負債純資産合計	53,587	54,550

(2)【四半期連結損益計算書】
【第２四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成21年９月１日 至　平成22年２月28日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成22年９月１日 至　平成23年２月28日)
売上高	52,123	51,569
売上原価	25,489	25,389
売上総利益	26,634	26,180
販売費及び一般管理費	※ 25,898	※ 25,494
営業利益	736	685
営業外収益		
受取利息	5	1
受取配当金	10	12
不動産収入	96	87
為替差益	20	23
その他	61	80
営業外収益合計	193	206
営業外費用		
支払利息	58	50
店舗等除却損	282	285
その他	25	20
営業外費用合計	365	356
経常利益	563	534
特別利益		
固定資産売却益	10	―
賞与引当金戻入額	97	32
関係会社株式売却益	15	―
特別利益合計	123	32
特別損失		
固定資産除却損	―	13
関係会社整理損	82	―
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	―	1,037
本社移転費用	―	20
厚生年金基金脱退拠出金	―	4,959
経営統合関連費用	―	289
特別損失合計	82	6,319
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	603	△5,752
法人税、住民税及び事業税	362	330
法人税等還付税額	△132	―
法人税等調整額	202	372
法人税等合計	432	702
少数株主損益調整前四半期純損失（△）	―	△6,454
少数株主利益	13	83
四半期純利益又は四半期純損失（△）	157	△6,537

【第２四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第２四半期連結会計期間 (自　平成21年12月１日 至　平成22年２月28日)	当第２四半期連結会計期間 (自　平成22年12月１日 至　平成23年２月28日)
売上高	25,495	25,800
売上原価	13,867	13,928
売上総利益	11,627	11,871
販売費及び一般管理費	※ 13,023	※ 12,630
営業損失（△）	△1,396	△759
営業外収益		
受取利息	3	1
受取配当金	9	11
不動産収入	48	43
為替差益	43	3
その他	25	31
営業外収益合計	130	91
営業外費用		
支払利息	33	27
店舗等除却損	185	128
その他	10	11
営業外費用合計	228	167
経常損失（△）	△1,494	△835
特別利益		
固定資産売却益	10	―
貸倒引当金戻入額	78	1
賞与引当金戻入額	5	32
関係会社株式売却益	15	―
投資有価証券評価損戻入益	504	―
特別利益合計	613	34
特別損失		
関係会社整理損	82	―
本社移転費用	―	20
厚生年金基金脱退拠出金	―	4,959
経営統合関連費用	―	24
特別損失合計	82	5,003
税金等調整前四半期純損失（△）	△963	△5,804
法人税、住民税及び事業税	△295	△337
法人税等還付税額	△132	―
法人税等調整額	△97	162
法人税等合計	△525	△174
少数株主損益調整前四半期純損失（△）	―	△5,630
少数株主利益	19	57
四半期純損失（△）	△457	△5,687

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成21年９月１日 至　平成22年２月28日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成22年９月１日 至　平成23年２月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	603	△5,752
減価償却費	1,483	1,395
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△100	3
退職給付引当金の増減額（△は減少）	24	26
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	0	△4
賞与引当金の増減額（△は減少）	212	△24
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	17	21
返品調整引当金の増減額（△は減少）	3	△6
ポイント引当金の増減額（△は減少）	1	25
株主優待引当金の増減額（△は減少）	△1	△0
受取利息及び受取配当金	△15	△13
支払利息	58	50
店舗等除却損	254	282
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	―	1,037
固定資産除却損	―	12
関係会社整理損	82	―
厚生年金基金脱退拠出金	―	4,959
売上債権の増減額（△は増加）	△160	△55
たな卸資産の増減額（△は増加）	△57	△826
仕入債務の増減額（△は減少）	1,333	1,866
その他	868	173
小計	4,609	3,169
利息及び配当金の受取額	15	13
利息の支払額	△50	△52
法人税等の支払額	△200	△652
法人税等の還付額	310	113
厚生年金基金脱退拠出金の支払額	―	△4,959
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,683	△2,366
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,140	△1,007
有形固定資産の売却による収入	1	12
投資有価証券の取得による支出	△10	△407
無形固定資産の取得による支出	△8	△4
無形固定資産の売却による収入	10	―
敷金及び保証金の差入による支出	△300	△836
敷金及び保証金の回収による収入	734	103
長期前払費用の取得による支出	△37	△116
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	10	―
その他	26	△34
投資活動によるキャッシュ・フロー	△712	△2,289

(単位：百万円)

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成21年９月１日 至　平成22年２月28日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成22年９月１日 至　平成23年２月28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△193	3,666
長期借入れによる収入	1,805	―
長期借入金の返済による支出	△1,195	△928
配当金の支払額	△419	△419
少数株主からの払込みによる収入	220	―
少数株主への配当金の支払額	△4	―
その他	△28	△34
財務活動によるキャッシュ・フロー	183	2,284
現金及び現金同等物に係る換算差額	△57	△101
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	4,096	△2,473
現金及び現金同等物の期首残高	12,484	14,288
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 16,581	※ 11,814

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第２四半期連結累計期間 (自　平成22年９月１日　至　平成23年２月28日)
１　持分法の適用に関する事項の変更	株式会社サンエーインダストリーは、当社の影響力が低下したため、第１四半期連結会計期間より持分法の適用から除外しております。
２　会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第１四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。 これにより、当第２四半期連結累計期間の営業利益は89百万円、経常利益は69百万円それぞれ減少し、税金等調整前四半期純損失は1,107百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,472百万円であり、当該変動額のうち121百万円は前連結会計年度末における本社移転費用に係る未払費用の残高を資産除去債務として引き継いだ額であります。 (2) 企業結合に関する会計基準等の適用 第１四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号　平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）を適用しております。

【表示方法の変更】

当第２四半期連結累計期間 (自　平成22年９月１日　至　平成23年２月28日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年３月24日　内閣府令第５号）の適用により、当第２四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失（△）」の科目で表示しております。

当第２四半期連結会計期間 (自　平成22年12月１日　至　平成23年２月28日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年３月24日　内閣府令第５号）の適用により、当第２四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失（△）」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第２四半期連結累計期間 (自　平成22年９月１日　至　平成23年２月28日)
１　固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
２　法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、または、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められたので、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第２四半期連結累計期間(自　平成22年９月１日　至　平成23年２月28日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第２四半期連結累計期間 (自　平成22年９月１日　至　平成23年２月28日)
(経営統合の承認可決) 当社及び株式会社東京スタイルは、平成23年１月27日にそれぞれが開催した臨時株主総会において、平成23年６月１日(予定）を効力発生日として、共同株式移転の方法により、共同持株会社である株式会社ＴＳＩホールディングスを設立し、経営統合することが承認可決されました。 (厚生年金基金からの脱退) 当社及び一部の国内連結子会社は、総合設立型の厚生年金基金制度である大阪織物商厚生年金基金に加入しておりましたが、当第２四半期連結会計期間に同基金から脱退することといたしました。 これにより、厚生年金基金脱退拠出金として4,959百万円を特別損失に計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第２四半期連結会計期間末 (平成23年２月28日)	前連結会計年度末 (平成22年８月31日)
※１　有形固定資産の減価償却累計額 11,599百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 10,568百万円
２　当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当第２四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額　5,425百万円 借入実行残高　3,603 差引額　1,821	２　当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額　2,433百万円 借入実行残高　94 差引額　2,339

(四半期連結損益計算書関係)

第２四半期連結累計期間

前第２四半期連結累計期間 (自　平成21年９月１日 至　平成22年２月28日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成22年９月１日 至　平成23年２月28日)
※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 賃借料　5,907百万円 貸倒引当金繰入額　8 ポイント引当金繰入額　25 給与手当　6,057 賞与引当金繰入額　946 役員賞与引当金繰入額　17 役員退職慰労引当金繰入額　16	※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 賃借料　5,880百万円 貸倒引当金繰入額　2 ポイント引当金繰入額　25 給与手当　5,391 賞与引当金繰入額　1,095 役員賞与引当金繰入額　21 役員退職慰労引当金繰入額　17

第２四半期連結会計期間

前第２四半期連結会計期間 (自　平成21年12月１日 至　平成22年２月28日)	当第２四半期連結会計期間 (自　平成22年12月１日 至　平成23年２月28日)
※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 賃借料　2,956百万円 貸倒引当金繰入額　△30 ポイント引当金繰入額　47 給与手当　3,012 賞与引当金繰入額　621 役員賞与引当金繰入額　17 役員退職慰労引当金繰入額　8	※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 賃借料　2,964百万円 貸倒引当金繰入額　△8 ポイント引当金繰入額　11 給与手当　2,670 賞与引当金繰入額　566 役員退職慰労引当金繰入額　9

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第２四半期連結累計期間 (自　平成21年９月１日 至　平成22年２月28日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成22年９月１日 至　平成23年２月28日)
※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年２月28日) 現金及び預金勘定　17,151百万円 預入期間が３カ月を超える定期預金　△570 現金及び現金同等物　16,581	※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年２月28日) 現金及び預金勘定　11,884百万円 預入期間が３カ月を超える定期預金　△70 現金及び現金同等物　11,814

(株主資本等関係)

当第２四半期連結会計期間末（平成23年２月28日）及び当第２四半期連結累計期間(自　平成22年９月１日　至　平成23年２月28日)

1　発行済株式に関する事項

株式の種類	当第２四半期 連結会計期間末
普通株式（株）	17,780,200

2　自己株式に関する事項

株式の種類	当第２四半期 連結会計期間末
普通株式（株）	1,000,409

3　新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	当第２四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	―	―	272

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月27日 取締役会	普通株式	419	25.00	平成22年８月31日	平成22年11月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年４月13日 取締役会	普通株式	209	12.50	平成23年２月28日	平成23年５月16日	利益剰余金

5　株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第２四半期連結会計期間（自　平成21年12月１日　至　平成22年２月28日）及び前第２四半期連結累計期間（自　平成21年９月１日　至　平成22年２月28日）

アパレル事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第２四半期連結会計期間（自　平成21年12月１日　至　平成22年２月28日）及び前第２四半期連結累計期間（自　平成21年９月１日　至　平成22年２月28日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第２四半期連結会計期間（自　平成21年12月１日　至　平成22年２月28日）及び前第２四半期連結累計期間（自　平成21年９月１日　至　平成22年２月28日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1　報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、アパレル事業を主たる事業としており、本社及び連結子会社にブランドを基礎とした事業部を置き、各事業部は取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、ブランドを基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、それらを製品・サービスの内容及び経済的特徴が概ね類似する複数の事業セグメントを集約し、「オリジナルブランド事業」、「ライセンスブランド事業」及び「その他アパレル事業」の３つを報告セグメントとしております。

「オリジナルブランド事業」は、当社グループのオリジナルブランドによる婦人服・紳士服・服飾品の企画、製造、販売を行っております。また、オリジナルブランドを使用したライセンス契約に基づくロイヤリティを受け取っております。

「ライセンスブランド事業」は、海外有力ブランドと契約を締結し、当社グループが主にライセンシー契約及び独占輸入販売契約による婦人服・子供服・服飾品の企画、製造、販売を行っております。

「その他アパレル事業」は、セレクト編集型ショップ、アウトレットショップ等の運営を行っております。

2　報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第２四半期連結累計期間（自 平成22年９月１日 至 平成23年２月28日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他(注)１	合計	調整額(注)２	四半期連結損益計算書計上額(注)３
	オリジナルブランド事業	ライセンスブランド事業	その他アパレル事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	34,867	7,067	9,579	51,513	56	51,569	―	51,569
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,991	279	133	2,403	201	2,605	△2,605	―
計	36,858	7,346	9,712	53,917	257	54,175	△2,605	51,569
セグメント利益又は損失(△)	2,722	25	△270	2,477	△10	2,467	△1,781	685

（注）１　「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、店舗設計管理業務、物流業務等を含んでおります。

２　セグメント利益の調整額△1,781百万円には、連結会社間の内部取引消去424百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,206百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

３　セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第２四半期連結会計期間（自　平成22年12月１日　至　平成23年２月28日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他(注)１	合計	調整額(注)２	四半期連結損益計算書計上額(注)３
	オリジナルブランド事業	ライセンスブランド事業	その他アパレル事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	17,089	3,981	4,704	25,775	24	25,800	―	25,800
セグメント間の内部売上高又は振替高	529	85	18	633	59	693	△693	―
計	17,618	4,067	4,722	26,408	84	26,493	△693	25,800
セグメント利益又は損失(△)	195	81	△326	△50	△24	△74	△684	△759

（注）１　「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、店舗設計管理業務、物流業務等を含んでおります。

２　セグメント利益の調整額△684百万円には、連結会社間の内部取引消去299百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△983百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

３　セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

３　報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第２四半期連結会計期間（自　平成22年12月１日　至　平成23年２月28日）

(固定資産に係る重要な減損損失)

「オリジナルブランド事業」、「ライセンスブランド事業」及び「その他アパレル事業」セグメントにおいて、退店の意思決定をした店舗及び営業損益が継続してマイナスである店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を店舗等除却損に含めて営業外費用に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第２四半期連結会計期間においては「オリジナルブランド事業」で56百万円、「ライセンスブランド事業」で１百万円、「その他アパレル事業」で11百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(追加情報)

第１四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号　平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号　平成20年３月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第２四半期連結会計期間末（平成23年２月28日）

短期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

（単位：百万円）

科 目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 短期借入金	4,103	4,103	―

（注）金融商品の時価の算定方法

(1) 短期借入金

短期借入金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しているため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第２四半期連結会計期間（自 平成22年12月１日 至 平成23年２月28日）

権利不行使による失効により利益として計上した金額

営業外収益「その他」の新株予約権戻入益 ３百万円

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（注）第１四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年３月31日）を適用しているため、第１四半期連結会計期間の期首における残高を前連結会計年度の末日における残高としております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（１株当たり情報）

１　１株当たり純資産額

当第２四半期連結会計期間末 (平成23年２月28日)	前連結会計年度末 (平成22年８月31日)
1,173円12銭	1,578円46銭

２　１株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益

第２四半期連結累計期間

前第２四半期連結累計期間 (自　平成21年９月１日 至　平成22年２月28日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成22年９月１日 至　平成23年２月28日)
１株当たり四半期純利益　9円38銭 なお、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり四半期純損失　389円61銭 なお、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、１株当たり四半期純損失であるため及び希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成21年９月１日 至　平成22年２月28日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成22年９月１日 至　平成23年２月28日)
１株当たり四半期純利益 又は１株当たり四半期純損失（△）		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失（△）（百万円）	157	△6,537
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―	―
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失（△）（百万円）	157	△6,537
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,779	16,779
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	―	―
普通株式増加数(千株)	―	―
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	―	―

第２四半期連結会計期間

前第２四半期連結会計期間 (自　平成21年12月１日 至　平成22年２月28日)	当第２四半期連結会計期間 (自　平成22年12月１日 至　平成23年２月28日)
１株当たり四半期純損失　27円28銭 なお、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、１株当たり四半期純損失であるため及び希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり四半期純損失　338円94銭 なお、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、１株当たり四半期純損失であるため及び希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第２四半期連結会計期間 (自　平成21年12月１日 至　平成22年２月28日)	当第２四半期連結会計期間 (自　平成22年12月１日 至　平成23年２月28日)
１株当たり四半期純損失		
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	457	5,687
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―	―
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	457	5,687
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,779	16,779
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	―	―
普通株式増加数(千株)	―	―
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	―	―

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

２ 【その他】

平成23年４月13日開催の取締役会において、平成23年２月28日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

①	配当金の総額	209百万円
②	１株当たりの金額	12円50銭
③	支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年５月16日

第二部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年４月14日

株式会社サンエー・インターナショナル
　取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員　　公認会計士 豊 島 忠 夫　印

指定社員
業務執行社員　　公認会計士 田 中　　量　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンエー・インターナショナルの平成21年９月１日から平成22年８月31日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間（平成21年12月１日から平成22年２月28日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成21年９月１日から平成22年２月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンエー・インターナショナル及び連結子会社の平成22年２月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第２四半期連結会計期間及び第２四半期連結累計期間の経営成績並びに第２四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年４月13日

株式会社サンエー・インターナショナル
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士 豊 島 忠 夫　印

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士 田 中　　量　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンエー・インターナショナルの平成22年９月１日から平成23年８月31日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間（平成22年12月１日から平成23年２月28日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成22年９月１日から平成23年２月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンエー・インターナショナル及び連結子会社の平成23年２月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第２四半期連結会計期間及び第２四半期連結累計期間の経営成績並びに第２四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。